

新規・更新	法人の場合	個人の場合
新規指定または更新（告示対象） （指定または更新申請手数料1件につき10,000円）	指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1） 裏面にも記入して下さい。「役員欄」には役員全員を記入して下さい。 機械器具調書（別表） 誓約書（様式第2） 定款又は寄附行為（財団の場合の寄附行為：財団法人の根本規則） 登記事項証明書 給水装置工事主任技術者免状の写し 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）（指定を受けた日から14日以内に選任し、遅滞なく届け出ること） 指定給水装置工事事業者証（更新の場合必要） 川西市指定給水装置工事事業者の事業運営に関する確認	指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1） 裏面にも記入して下さい。「役員欄」には役員全員を記入して下さい。 機械器具調書（別表） 誓約書（様式第2） 住民票の写し 給水装置工事主任技術者免状の写し 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）（指定を受けた日から14日以内に選任し、遅滞なく届け出ること） 指定給水装置工事事業者証（更新の場合必要） 川西市指定給水装置工事事業者の事業運営に関する確認

更新の場合、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書は不要です。

変更	法人の場合	個人の場合
事業所の名称及び所在地	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）（変更のあった日から30日以内に届出書を提出すること）	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）（変更のあった日から30日以内に届出書を提出すること）
氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）（変更のあった日から30日以内に届出書を提出すること） 誓約書（代表者の変更がある場合）（様式第2） 定款又は寄附行為 登記事項証明書 指定給水装置工事事業者証	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）（変更のあった日から30日以内に届出書を提出すること） 誓約書（代表者の変更がある場合）（様式第2） 住民票の写し 指定給水装置工事事業者証
法人にあっては役員の氏名	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）（変更のあった日から30日以内に届出書を提出すること） 誓約書（様式第2） 登記事項証明書（定款は不要）	/
主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号	給水装置工事主任技術者 選任・解任 届出書（様式第3）（事由が発生した日から14日以内に選任し、遅滞なく届け出ること） 給水装置工事主任技術者免状の写し（解任の場合は、不要）	給水装置工事主任技術者 選任・解任 届出書（様式第3）（事由が発生した日から14日以内に選任し、遅滞なく届け出ること） 給水装置工事主任技術者免状の写し（解任の場合は、不要）
事業の廃止又は休止（告示対象）	指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第11）（廃止・休止の日から30日以内に届出書を提出すること） 指定給水装置工事事業者証（廃止：返納、休止：提出） 給水装置工事主任技術者 選任・解任 届出書（様式第3）（廃止の場合必要）	指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第11）（廃止・休止の日から30日以内に届出書を提出すること） 指定給水装置工事事業者証（廃止：返納、休止：提出） 給水装置工事主任技術者 選任・解任 届出書（様式第3）（廃止の場合必要）
事業の再開（告示対象）	指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第11）（再開の日から10日以内に届出書を提出すること）	指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第11）（再開の日から10日以内に届出書を提出すること）

登記事項証明書、住民票の写しは、発行日から3か月以内のものを添付して下さい。